婚　姻　届　の　記　入　方　法

●記入方法（右側の記入例を参考にしてください）

※届出人署名欄及び証人欄の押印は任意となります。

【届出日・提出先】　実際に戸籍届出窓口に届出をする日付・提出する市町村長名

【氏名・生年月日】　現在の氏名・生年月日を記入してください

（注意）生年月日は、「T・S・H・R」と省略せず、
「大正・昭和・平成・令和」と記入してください。

【住所】　住民登録をしているところ　※アパート名等の方書きも記載

【本籍・筆頭者】　現在の本籍地と筆頭者

【父母及び養父母の氏名・父母との続き柄】

父母欄には実父母の氏名を記入し、続き柄は実父母に対しての続き柄を記入してください

養子縁組をしている場合は、養父母欄に養父母の氏名を記入してください

※養父母が複数いる場合には、その他欄を使用し養父母を記入してください。

【婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍】

「夫の氏」・「妻の氏」のどちらかに「レ」をつけてください

（どちらの氏を名乗るかによって筆頭者が決まります）

新しい本籍を置くところを決めてください

※左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください

【同居を始めたとき】

「同居」と「結婚式をあげたとき」のうち早いほうを記入してください

どちらもまだされていないときは、空白でかまいません

【初婚・再婚の別】　どちらかに「レ」をつけてください

【同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事】

○該当するところに「レ」をつけてください

農業･･･1　　自営業･･･2　　会社員（従業員数1～99人）･･･3
会社員（従業員数100人以上）・公務員･･･4
パート・アルバイト･･･5　　無職･･･6

【夫妻の職業】　国勢調査の年以外は空白でかまいません

【届出人署名】　現在の氏名でそれぞれ自署してください

【連絡先】　昼間の連絡先（携帯電話でも可）

【証人】　婚姻届の用紙の右側に証人欄があります（記入例では載せておりません）
成人の方２名に記入してもらってください。

◎記入を間違えてしまった場合

書き間違えたときは、修正液等は使用しないで、間違えた箇所に「~~○○○○~~」と二重線を施し、空いているところに書き直してください。

届出方法については裏面に記載してあります

＜記入例＞

婚　姻　届

受理	令和　年　月　日			
	第　　号			
通知(送付)	令和　年　月　日			
	第　　号			

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

令和○○年６月１０日届出

宮崎県小林市　長殿

		夫になる人		妻になる人	
	フリガナ	コバヤシ	タロウ	オツノ	ホタル
(1)	氏名	氏 小林	名 太朗	氏 乙野	名 蛍
	生年月日	昭和○○年１月１５日		平成○○年１０月２日	
(2)	住所（住民登録をしているところ）	宮崎県小林市北西		児島県霧島市霧島田口	
		1246番地 6号		88番地 8号	
		東館住宅2号			
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	宮崎県小林市細野		鹿児島県霧	
		300番		3丁目○○番	
	筆頭者の氏名	小林　一男		乙野　正治	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 小林　一男	続き柄	父 丙原　忠	続き柄
		母 秋子	長男	母 乙野良花	長女
	（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	養父	続き柄	養父 乙野正治	続き柄
		養母	養子	養母	養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏		新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）	
		宮崎県小林市北西方１２４６		番地 6	
(5)	同居を始めたとき	令和○○年６月		（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☑初婚 再婚 □死別 □離別 年月日		妻 ☑初婚 再婚 □死別 □離別 年月日	
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
		夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
		夫☑ 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）			
		夫 妻☑ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）			
		夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
		夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年…平成　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）			
		夫の職業		妻の職業	
	その他				
	届出人署名（※押印は任意）	夫 小林　太朗　印		妻 乙野　蛍　印	
	事件簿番号				

住所を定めた年月日		連絡先	
夫	年月日		電話 090（1111）2222
妻	年月日		自宅・勤務先[　　]・携帯

年号は省略しない
例：×「H 2年」
○「平成2年」

「番地」などは省略しない
例：×「1246－6」
○「1246番地6」

アパート名等も必ず記入する

婚　姻　届　の　届　出　方　法

【①　必要なもの】

○　官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）

※ 持っていなくても、届出はできます。

⇒ 持っていない場合、届出があったことをご本人宛に後日郵便でお知らせいたします。

【②　届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

○　新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口

○　現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口

○　住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口

○　一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。

休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。（住民異動の手続きは平日のみとなります。）

【③　新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに１週間程度かかります。

小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

※ ここには、ごく一般的にご注意いただきたい事項を掲げています。

・夫または妻に子どもがいて、養子縁組が必要な場合は、別途「養子縁組届」が必要です。
「養子縁組」とは、血縁の親子関係のない者同士に親子関係を作る制度です。

・渉外関係（外国人との婚姻）においては、一般的な説明では十分でない場合もありますのでご相談ください。
その他不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

小林市役所市民課　　℡　0984－23－1112